



～男女がともに輝くように～

第6次さむかわ男女共同参画プラン

令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度)

(案)

令和7年(2025年)3月

寒 川 町

はじめに

私たちの社会において、男女共同参画は重要な課題であり、持続可能な社会の実現に向けた基盤となります。国においても、男女共同参画社会基本法や第5次男女共同参画基本計画に基づき、様々な施策が推進されています。これらの施策は、男女が平等に機会を享受し、互いに尊重し合う社会の実現を目指しています。

近年、男女共同参画の進展は見られるものの、依然として多くの課題が残されています。例えば、職場における男女の賃金格差や、女性の管理職比率の低さ、家庭内での役割分担に関する固定観念などが挙げられます。これらの問題は、個人の能力や意欲に基づく選択を妨げる要因となり、社会全体の発展を阻害することにもつながります。

また、教育現場においても、男女共同参画の重要性を理解し、実践するための取り組みが求められています。国では、学校教育を通じて男女の平等や相互理解を促進するための指導が行われており、地域社会との連携を強化することが重要です。特に、小・中学生を対象としたプログラムでは、性別に関する偏見や固定的な役割分担意識を解消するための教育が実施されています。

このような国の動向や、これまでの町の取り組みの成果や課題などを踏まえ、このたび、令和7年度から4年間にわたる町の取り組みの方向性や具体的な施策を示した「第6次さむかわ男女共同参画プラン」を策定しました。本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に基づく推進計画としても位置付けております。

町では今後、このプランに基づき、町民の皆様とともに、家庭や地域、学校や職場など様々な場面で、具体的に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、プラン策定にあたり貴重なご意見ご提案をいただきました、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

寒川町長 木村俊雄

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2

第2章 計画の考え方

1 基本理念	3
2 基本目標	5
<体系図>	

第3章 施策の展開

I あらゆる分野での女性の活躍推進	7
1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進	8
2 働きたい、働き続けたい女性の支援	10
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	11
1 あらゆる暴力防止の対策	11
2 人権尊重のための対策	13
3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実	15
III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組	16
1 誰もが働きやすい就業環境づくり	17
2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援	19
IV ジェンダー平等の意識啓発の推進	22
1 人権の尊重と多様性についての理解の促進	22
V 安心して暮らせる社会の実現	25
1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援	25

第4章 具体的な取組（実施計画）

具体的取り組み（実施計画）	26
I あらゆる分野での女性の活躍推進	28
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	32
III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組	36
IV ジェンダー平等の意識啓発の推進	43
V 安心して暮らせる社会の実現	45

第5章 計画の推進

1	町民参画による推進	48
2	庁内の推進体制	48
3	関係各機関との連携	48
4	計画の進行管理	48

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

寒川町では、平成 12 年 3 月に最初の「さむかわ男女共同参画プラン」を策定いたしました。その後、国・県による社会情勢の変化に応じた法律や条例の整備に合わせ、平成 18 年 3 月に「第二次さむかわ男女共同参画プラン」、平成 23 年 3 月に「第 3 次さむかわ男女共同参画プラン」、平成 28 年 3 月に「第 4 次さむかわ男女共同参画プラン」、令和 3 年 3 月に「第 5 次さむかわ男女共同参画プラン」と、その時期ごとの課題などを反映させながらプランを改定し、あらゆる分野での女性の活躍推進、男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶、仕事と生活の調和推進のための環境づくり、男女共同参画社会への理解の促進などの事業を実施し、男女共同参画社会の形成に取り組んで来ました。

そのような取組を行う中で、特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加など、特に女性に深刻な影響を及ぼしました。こうした女性への影響は、平常時における固定的な性別役割分担意識が根強いことを浮き彫りにしました。

令和 5 年 11 月に町が実施した「男女共同参画社会に関するアンケート（町アンケート）」の結果においても、「社会全体で」男女が平等になっているかという問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」という人の割合が男性全体の 17%、女性全体の 8%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」という人の割合が男性全体の 43%、女性全体の 58%を占め、平等であると「思わない」という人の割合が「思う」という人の割合を大きく上回っています。これらの結果は社会や家庭における意識の醸成が、いまだ不十分であることを示すものです。

一方、国際的には、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中核となる持続可能な開発目標（SDGs）の目標 5 に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられるなど、男女共同参画の推進、ジェンダー平等への機運が高まってきており、性別に関係なく、多様性を尊重する社会の実現が求められています。

このような状況の中で男女がともに自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取り組みが引き続き必要です。そのため、法改正など国の動向に十分留意しつつ、町アンケートの結果なども踏まえながら、寒川町の現状に対応した計画として、「第 6 次さむかわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

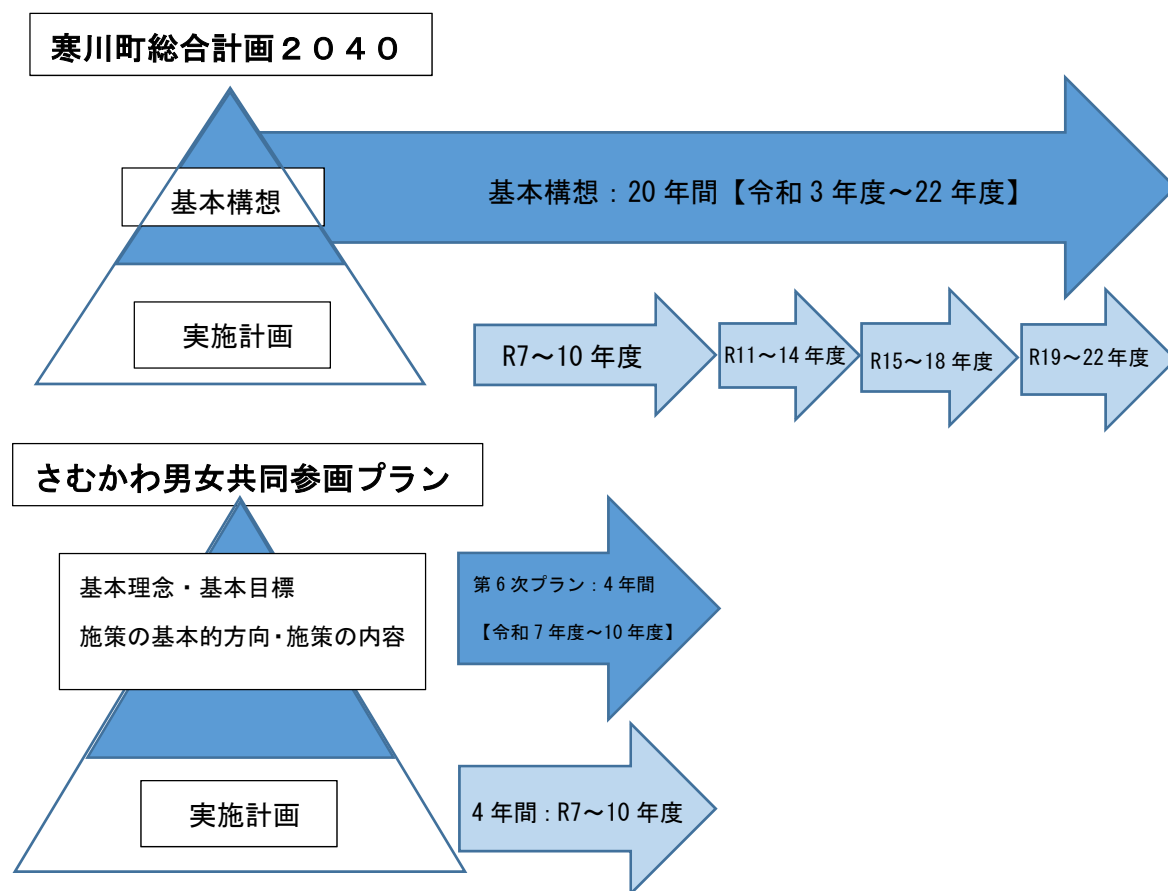
2 計画の性格

この計画は、「寒川町総合計画 2040」に基づく分野別の基本計画の一つであり、男女共同参画社会の形成を目指す上での、指針となる基本目標と、町民、事業所、そして関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画で構成されています。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく基本計画、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく基本計画の性格も併せ持ちます。

3 計画期間

この計画の実施期間は、令和7年度から令和10年度までの4か年とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



第 2 章

計画の考え方

1 基本理念

『男女共同参画社会の形成』

平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。（男女共同参画社会基本法第2条抜粋）

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながるものと考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくる必要があります。

この計画では、基本理念の実現に向け、職場、家庭、地域などあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できるように、基本的な考え方を 3 つに整理し、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

<基本的な考え方>

（1）人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、性差を理由に能力を発揮する機会を十分に与えられなかったり、実績を正に評価されなかったりといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもととなっているのは、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観であり、女性に対して不利益だけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

また、近年では性的マイノリティ（L G B T等）に対する社会的な認知が進みつつあるものの、当事者の方々は周囲の無理解や偏見から様々な問題を抱えがちで、すべての人の人権が尊重された社会の形成における課題の一つとなっています。

これらの差別や偏見をなくし、それぞれひとりの人間として尊重され、平等に扱われることが必要です。

(2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

男女ともに自立し、性別にかかわらず個人を尊重するという根本的な意識改善が必要です。

(3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により、人々の地域社会への関心が薄れてきています。

男女がともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会を形成するため、次の 4 つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

I あらゆる分野での女性の活躍推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。特に、女性が政策や方針決定の過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。

国内の全雇用者中、47.3%が女性*ですが、そのうちの 53.2%が非正規雇用となっています。また、寒川町の審議会における女性委員の比率は令和 5 年 4 月 1 日現在 33.4%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いものの、リーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所や町民に対し意識啓発や学習の機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりを目指します。

※雇用者数及び雇用者総数に占める女性の割合 令和 5 年 47.3%（総務省「労働力調査」）

II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることがなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが求められます。個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できる環境づくりを目指します。

そして、人権侵害となるあらゆる暴力は、決して許されるものではありません。誰もが健やかで、生き生きと暮らすことができる社会を形成するために、あらゆる暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶を目指します。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります。

仕事や子育て・介護・社会活動等を両立するためにも、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、また、保育環境の充実や男性の家事、育児、介護への参加促進を図り、ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりをしていきます。

※ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方を選択・実現できるようになること。

Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進

ジェンダー平等社会を実現するうえで最も大きな障害は、人々の中に、長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そのため、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育の推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

Ⅴ 安心して暮らせる社会の実現

女性、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の中で様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、生きがいつくり、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。

また、DV・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく、DV・性暴力の根絶に向けて協力に取り組む必要があります。

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、貧困、子育て支援、就労支援、DV・性暴力など幅広い分野での取組が必要となります。このような状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる社会を構築していきます。

第6次_計画の体系図

(基本理念)

(基本的な考え方)

(基本目標)

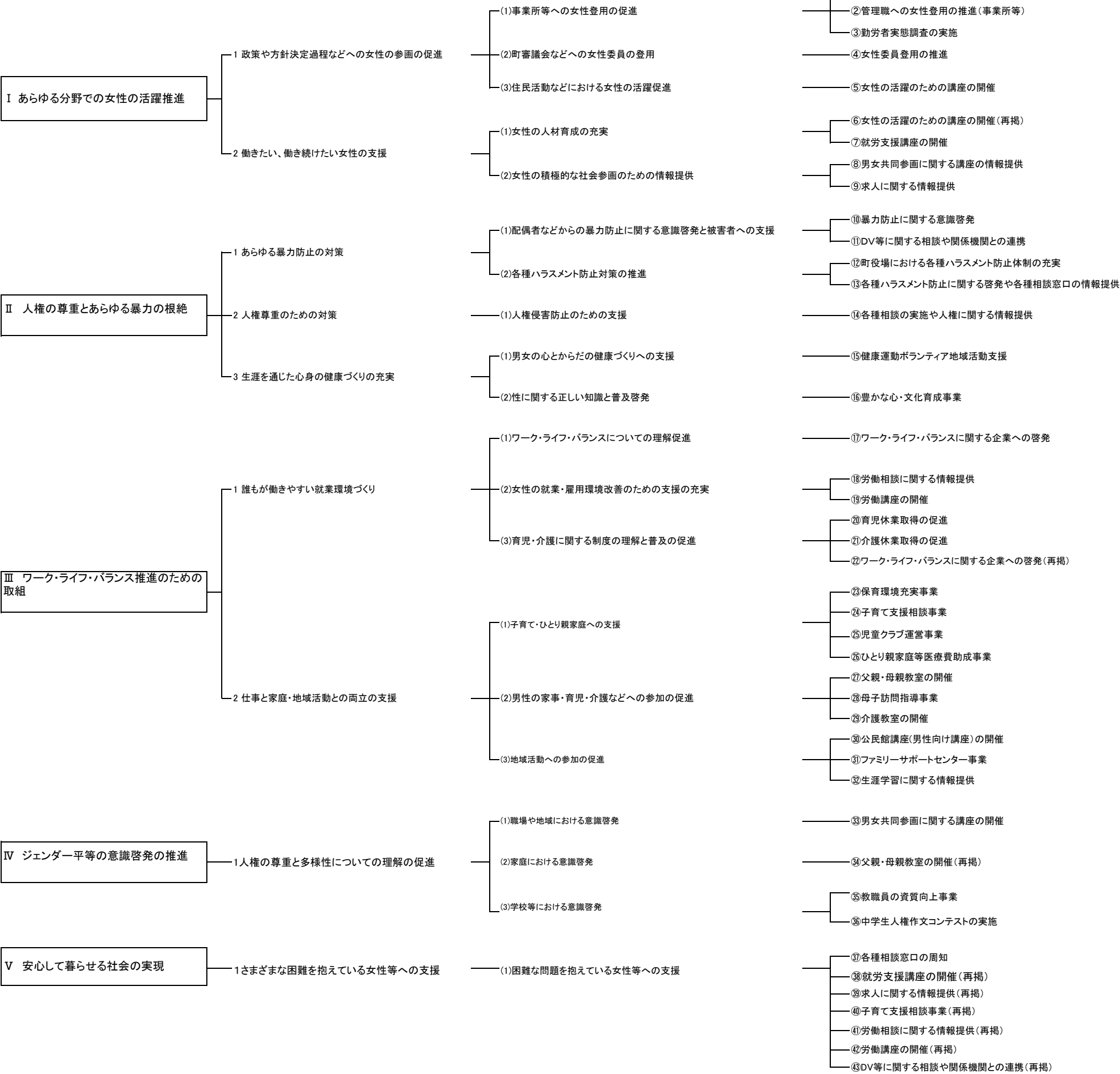
(施策の基本的方向)

(施策の内容)

(事業名及び内容)

男女共同参画社会の形成

(1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり
(2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
(3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり



第 3 章

施策の展開

基本目標

Ⅰ あらゆる分野での女性の活躍推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。特に、女性が政策や方針決定の過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。

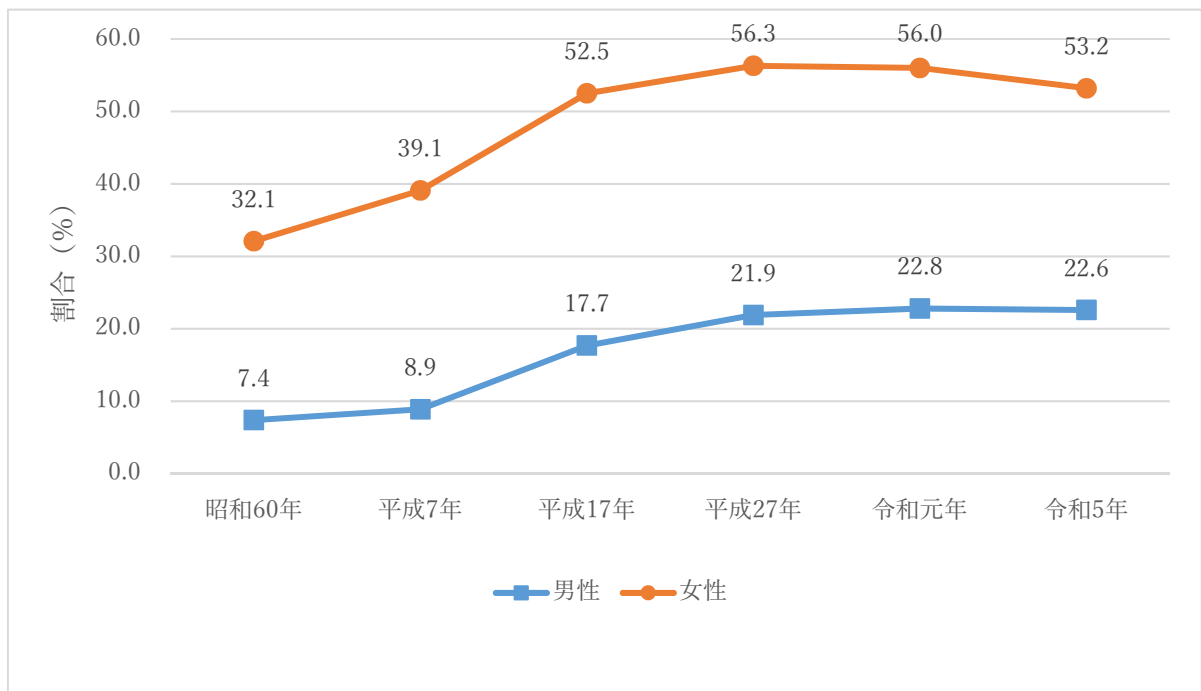
国内の全雇用者中、47.3%が女性ですが、そのうちの53.2%が非正規雇用となっています【グラフ①参照】。

また、寒川町の審議会における女性委員の比率は令和5年4月1日現在33.4%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いものの、リーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所や町民に対し意識啓発や学習の機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりを目指します。

グラフ①非正規雇用率の推移（男女別）



総務省「労働力調査」より作成

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や、管理職に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります【グラフ②参照】。

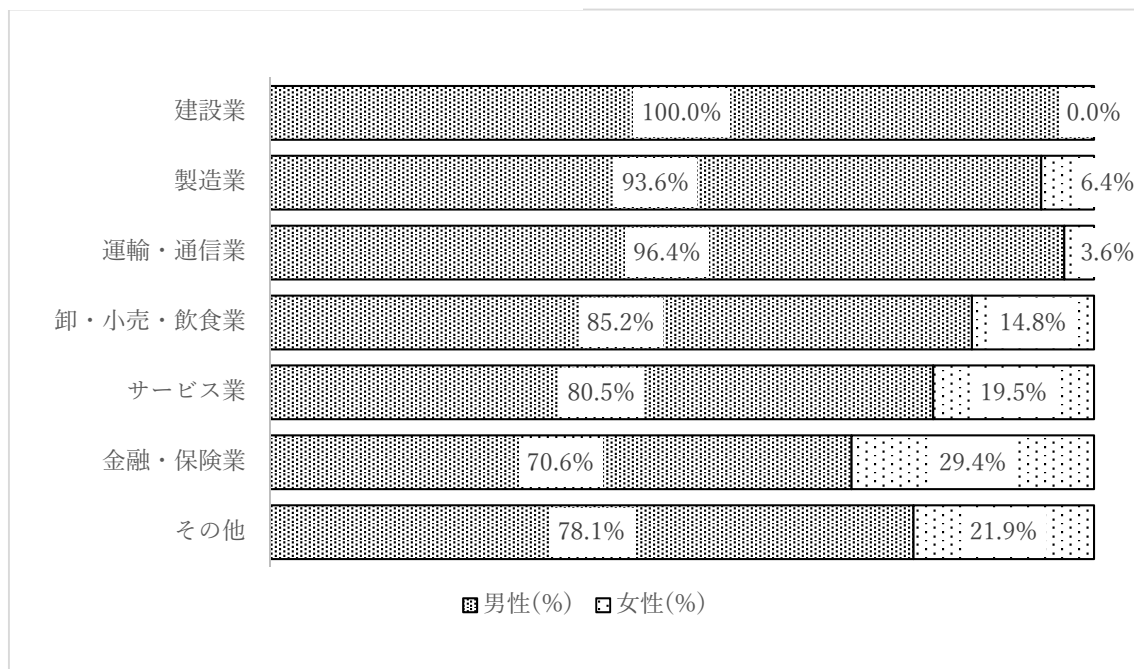
また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比に配慮するよう努めているものの、まだ十分な状況とは言えません【グラフ③参照】。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだ少ないというのが現実です。

女性が積極的に職場や地域活動へ参画することは、社会の構成員である男女双方の視点や意見を適切に反映する意味でも重要です。

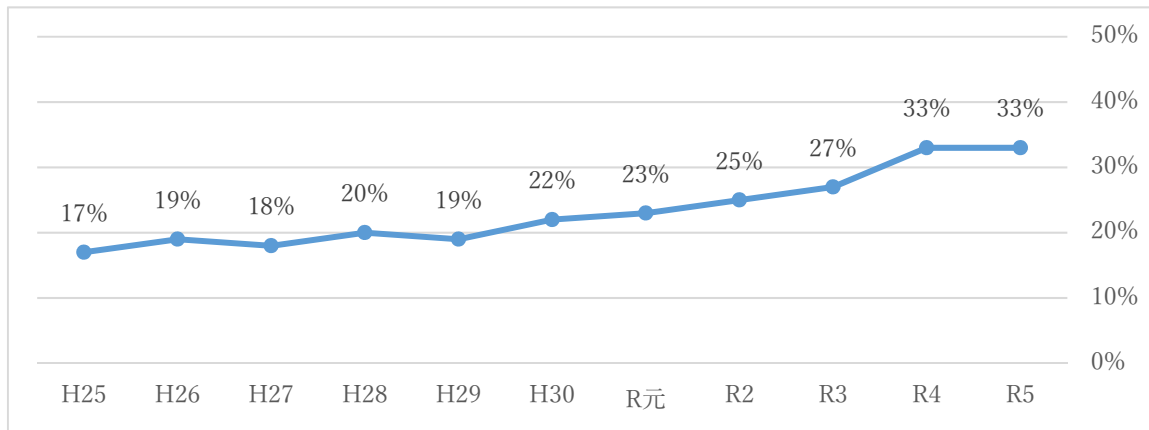
そのため、男女共同参画に対する町民の理解を促進し、町の様々な政策や民間団体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を図ります。

グラフ②寒川町事業所の管理職男女比



令和5年度寒川町勤労者実態調査報告書

グラフ③寒川町審議会における女性委員比率



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(内閣府)より作成

施策の内容

(1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

(2) 町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション(積極的改善措置)*を推進します。

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置): 男女が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法第2条第2号において規定されている。

(3) 住民活動などにおける女性の活躍促進

住民活動への女性の参画をより一層促進し、将来リーダーになるべき人材の育成に取り組みます。

施策の基本的方向

2 働きたい、働き続けたい女性の支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

施策の内容

(1) 女性の人材育成の充実

社会の意思をより適切に政策や方針へ反映させるためには、その決定過程への女性の参画が必要です。そのために、これまで参画が少なかった分野や管理職への登用に関しての意識啓発に取り組みます。

また、女性がその個性と能力を発揮してライフステージに応じた活躍ができるように、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

(2) 女性の積極的な社会参画のための情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

基本目標

Ⅱ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが求められます。個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できる環境づくりを目指します。

そして、人権侵害となるあらゆる暴力は、決して許されるものではありません。誰もが健やかで、生き生きと暮らすことができる社会を形成するために、異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶を目指します。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

施策の基本的方向

1 あらゆる暴力防止の対策

暴力は、いかなる理由であろうと重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を徹底するため、意識啓発をさらに推進する必要があります。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言う。）や性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」と言う。）は、残念ながら身近なところで実際におきています【グラフ④参照】。

また、「パワー・ハラスメント」、「モラル・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」等、職場における各種ハラスメントの防止の向けて、意識啓発、相談窓口の周知や情報提供することで、働きやすい環境整備の促進を図ります。

施策の内容

（１）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

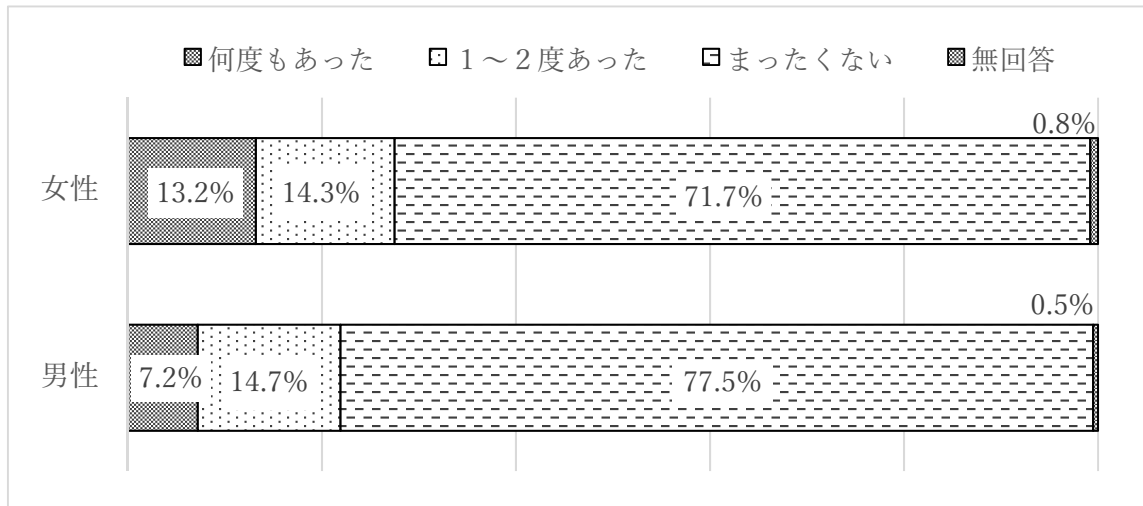
配偶者等からの暴力、交際相手からの暴力を防止するため、DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、関係機関と連携をとることで被害者の保護を行い、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

(2) 各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図ります。また、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し、人権相談や関係機関での相談窓口の情報を提供します。

グラフ④配偶者からの暴力



男女間における暴力に関する調査 令和5年版データ（内閣府）

施策の基本的方向

2 人権尊重のための対策

人権侵害は様々な場面で起きています。例としては、権力や地位を利用した嫌がらせであるパワーハラスメント（以下「パワハラ」と言う）やセクシュアルハラスメントなどの各種ハラスメント、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待、人種差別が存在します。そのため、こうした様々な人権問題への対応と防止対策が求められています【グラフ⑤参照】。

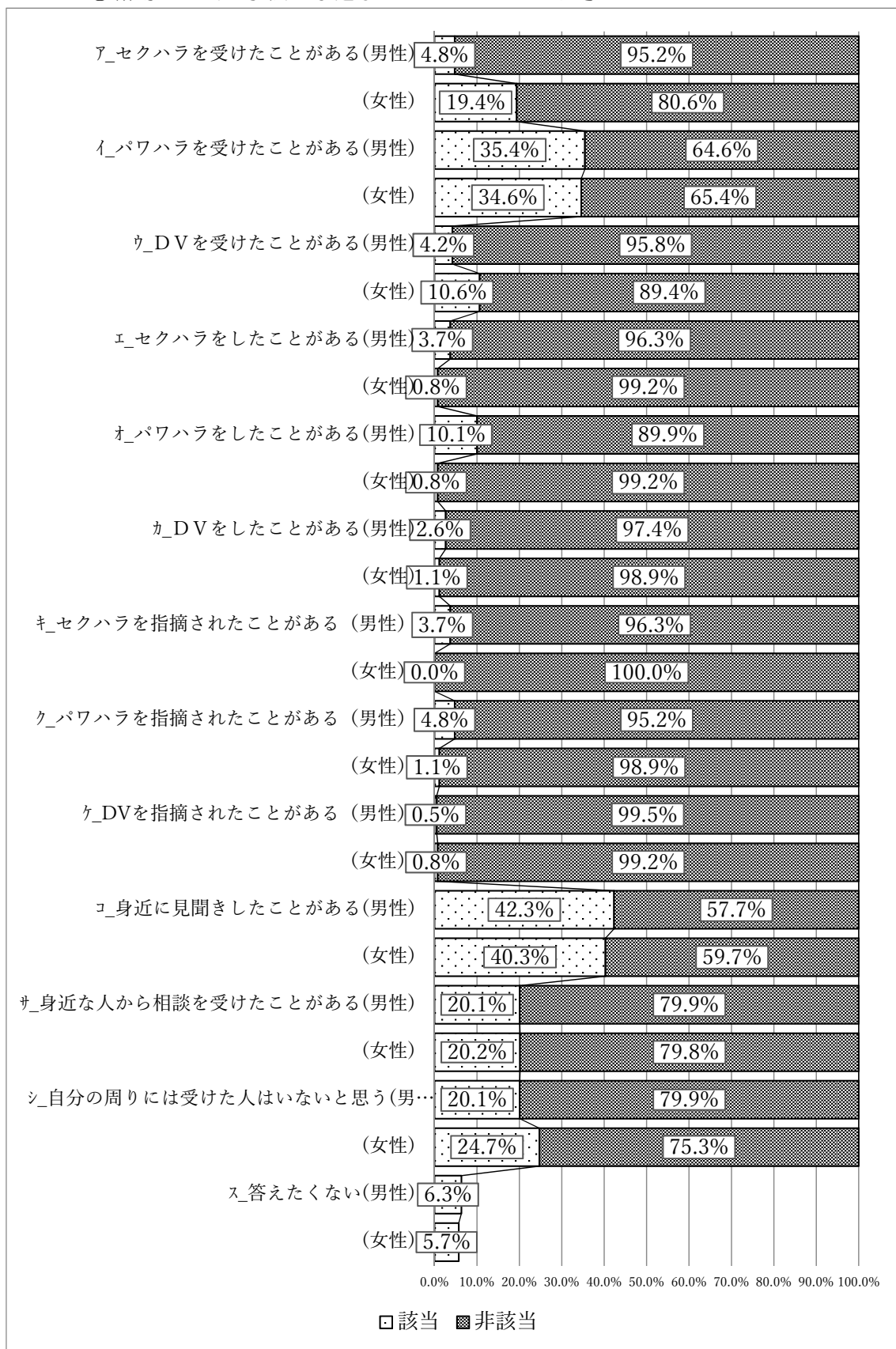
また、性的マイノリティ（LGBTQ等）と言われる同性愛者や性同一性障がい者などへの差別も存在します。そういった方々が苦しむことなく社会生活を送れるよう、町では、関係部署と連携して相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、問題の萌芽を早めに摘み取るため、周囲にいる人が早めに悩みに気づき、思いに寄り添い、話を聞き、見守っていくことができるよう、行政として広く啓発を行っていくことが必要です。

施策の内容

（１）人権侵害防止のための支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止について情報を提供し、町民の意識啓発を行います。

グラフ⑤職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

男女を問わず様々な分野において、心身とも健康で自立した生活を送ることは、個人が能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりが能力を十分に発揮するためには、男女がお互いのからだの違いについて十分理解し、尊重し合えることが大切です。

施策の内容

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

(2) 性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じて心身の健康の保持増進をするために、発達段階に応じた適切な性教育や、性に関する情報提供の充実を図ります。

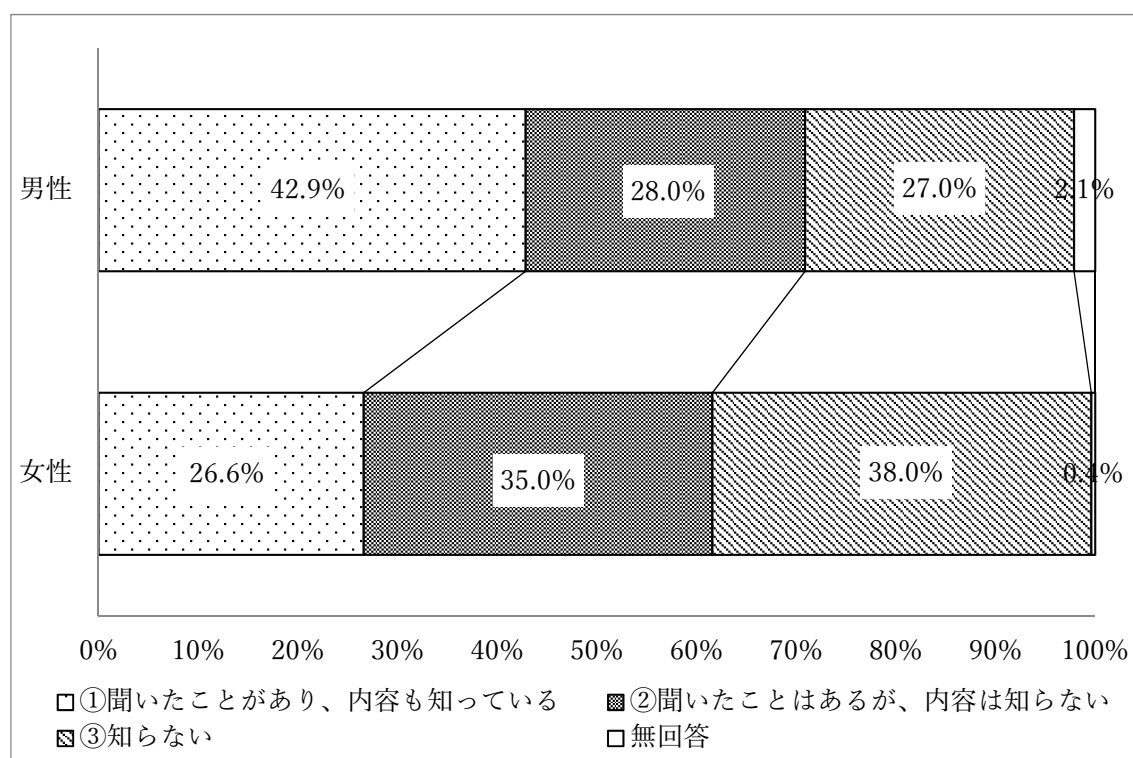
基本目標

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります。

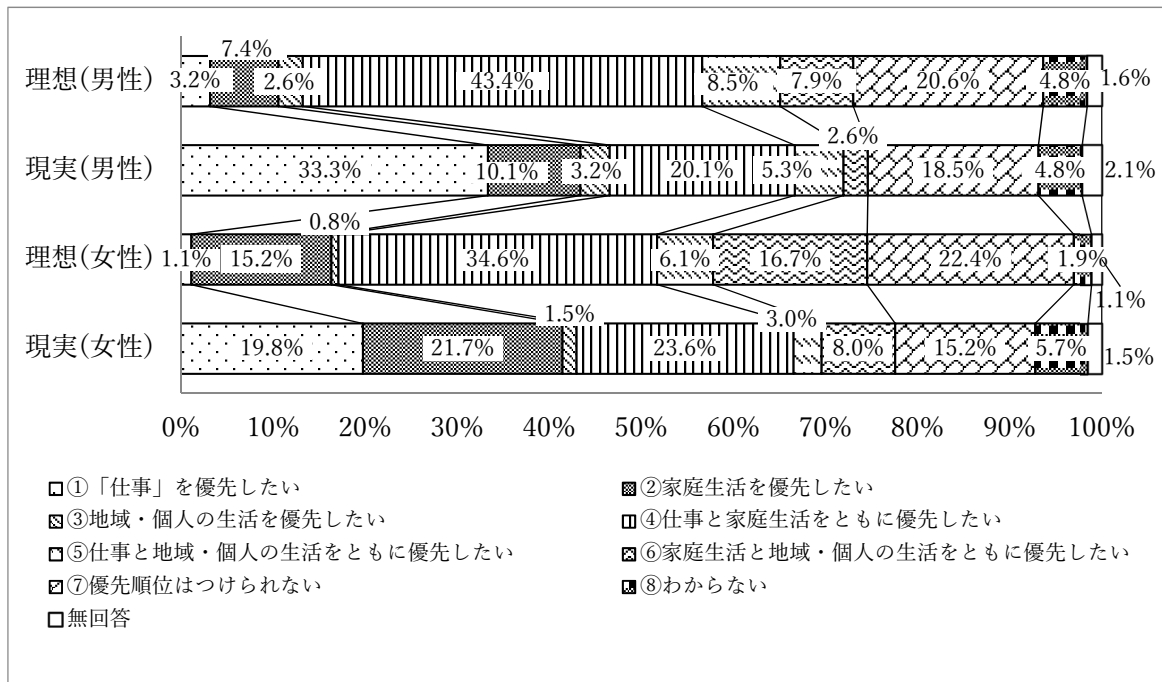
誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味などを自分に合ったバランスでできるよう、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供を行います。また、保育環境の充実や家事、育児、介護への男性の参加の促進を図ります。

グラフ⑥「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について知っていますか



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

グラフ⑦「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方 の理想と現実について



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

施策の基本的方向

1 誰もが働きやすい就業環境づくり

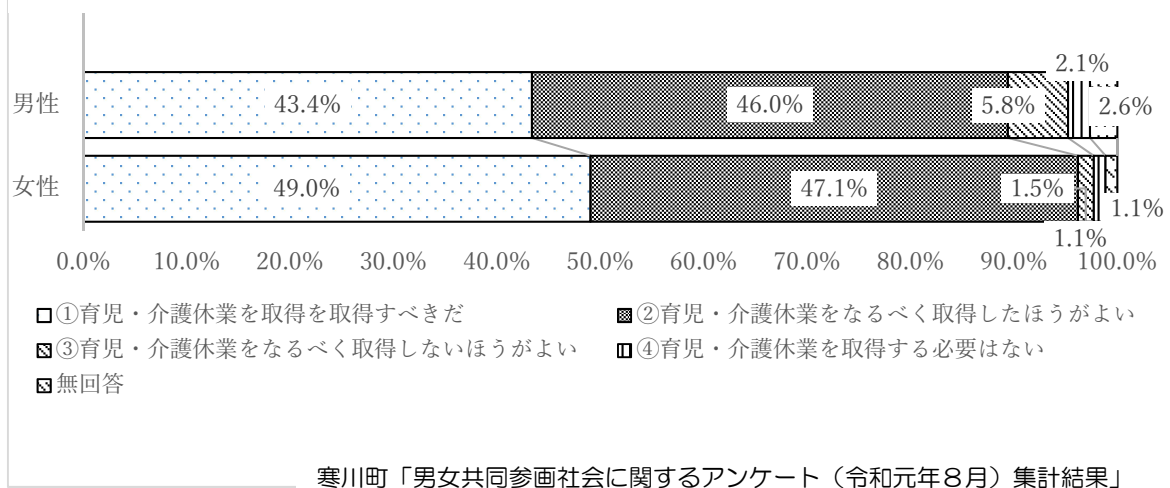
男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいた、事業所等の就業環境の整備は、とても重要です。

就業環境整備の課題の一つとして、男性の育児休業取得が進んでいないことが挙げられます。男性の育児休業取得率は全国で30.1%となっており、女性の取得率84.1%と比べると大きく差があります。また、寒川町「男女共同参画社会」に関するアンケートでは「男性の育児・介護休業の取得について」の問いに対し男性も育児・介護休業を取得すべき・なるべく取得した方が良いと回答した割合が男女共に9割に及んでいます【グラフ⑧参照】。この結果から、男性は育児休業の取得を望みながらも、実際には取得しづらい、取得できない環境にあることが推測できます。

原因としては、そもそも職場で育児休業の制度が整備されていなかった、育児休業を取得しづらい雰囲気であった、人員の不足などが挙げられます。

こうしたことから、法令に基づいた就業環境の整備を図るとともに、労働時間の見直しなど雇用環境を改善する必要があります。そのためには、男女平等意識啓発のための講座や相談会について情報提供を行い、雇用主と被用者がお互いに理解を深めることによって、就業環境の改善を図っていきます。

グラフ⑧「男性の育児・介護休業の取得」について



施策の内容

（１）ワーク・ライフ・バランスについての理解促進

事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスについての周知を行い、意識啓発を図ります。

（２）女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善についての講座や相談を行います。また、関係機関と連携し就職面接会や相談会を開催します。

（３）育児・介護に関する制度の理解と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度などについて周知することで制度の普及を促進し、就業環境の整備に繋がります。

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援する事業について、さらなる充実が求められています【グラフ⑨参照】。

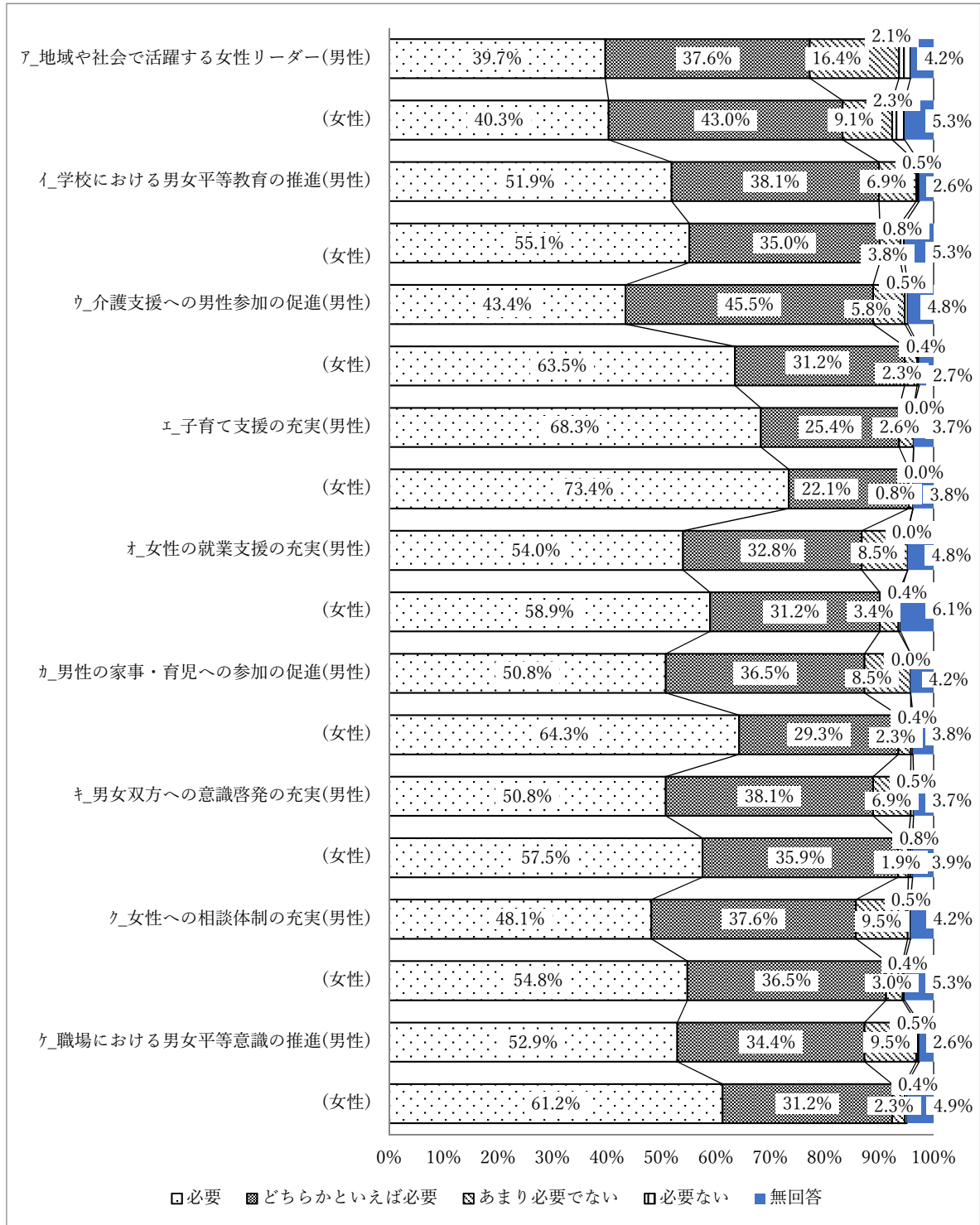
家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女が共に仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要です。個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで仕事と生活が両立できるよう支援します。

また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあるので、町においても地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します【グラフ⑩参照】。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

グラフ⑨今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと

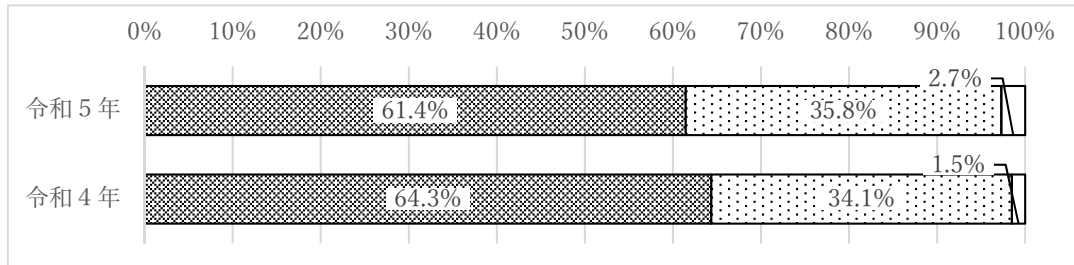


寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

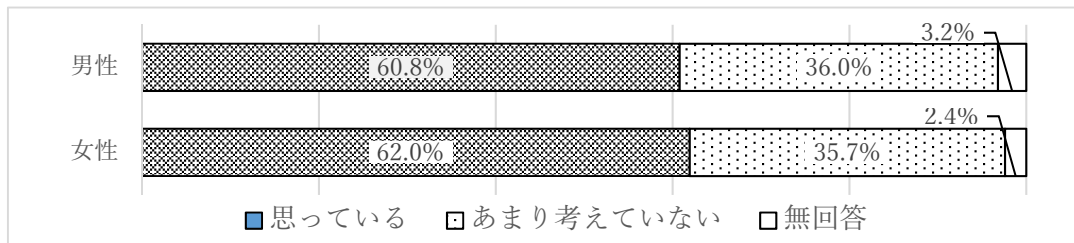
グラフ⑩社会への貢献意識の推移

質問内容：日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか。

【総数】



【男女別※R5】



内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成

施策の内容

(1) 子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性の固定的性別役割分担意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

(3) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

基本目標

Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

そのため、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育の推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

施策の基本的方向

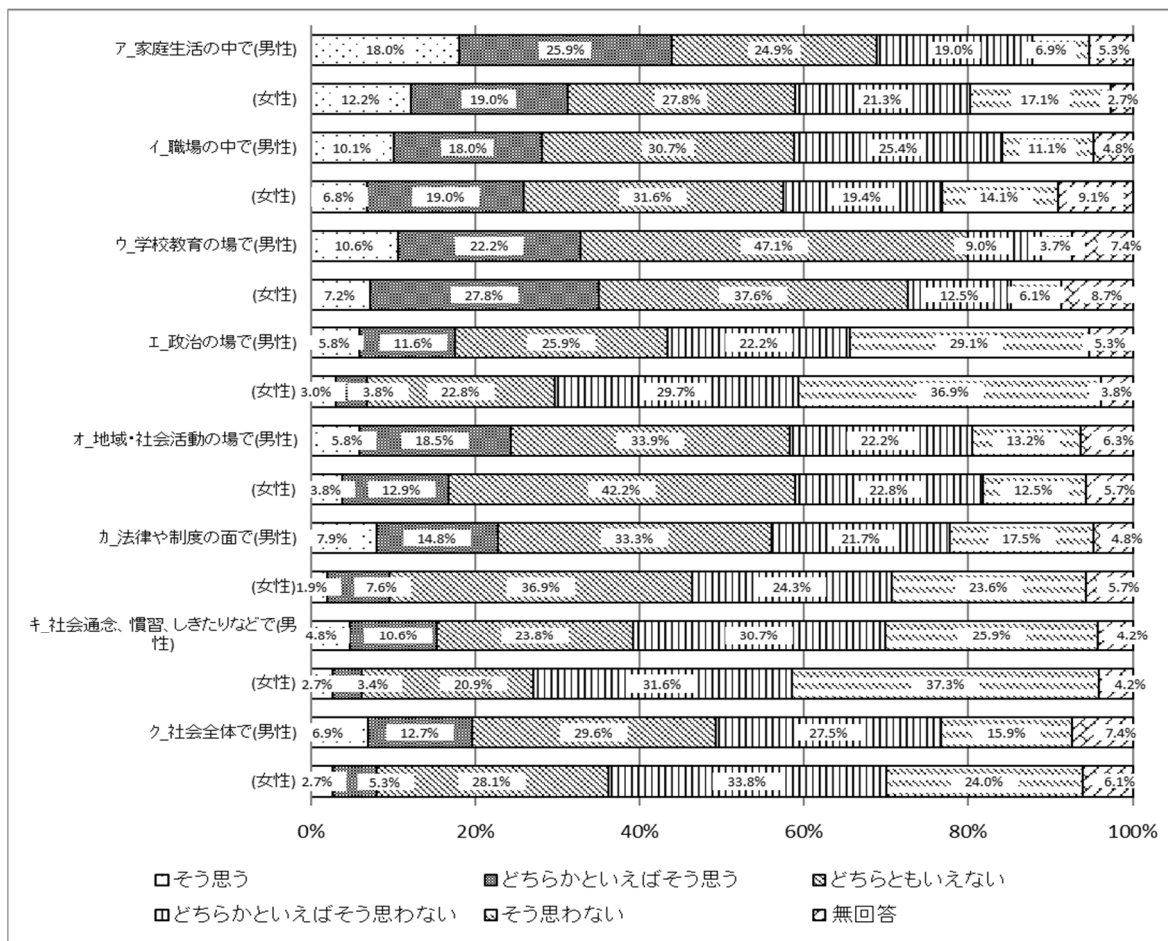
1 人権の尊重と多様性についての理解の促進

町が実施した男女共同参画社会に関するアンケートの結果では、男女の平等感について、男女ともに社会通念、慣習、しきたりなどでと、政治の場において男女が平等になっていると思わない割合が高くなっており、前回調査とほぼ同様の結果となりました。特に女性は、全体を通じて男女平等になっていると思わないの割合が男性より高い傾向にあり、男女の感覚にズレが生じていることがわかります。【グラフ⑪参照】。事業所等における労働環境の整備に加えて、性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。地域活動についても、同様に男女が性別にとらわれず積極的に活動に参加することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

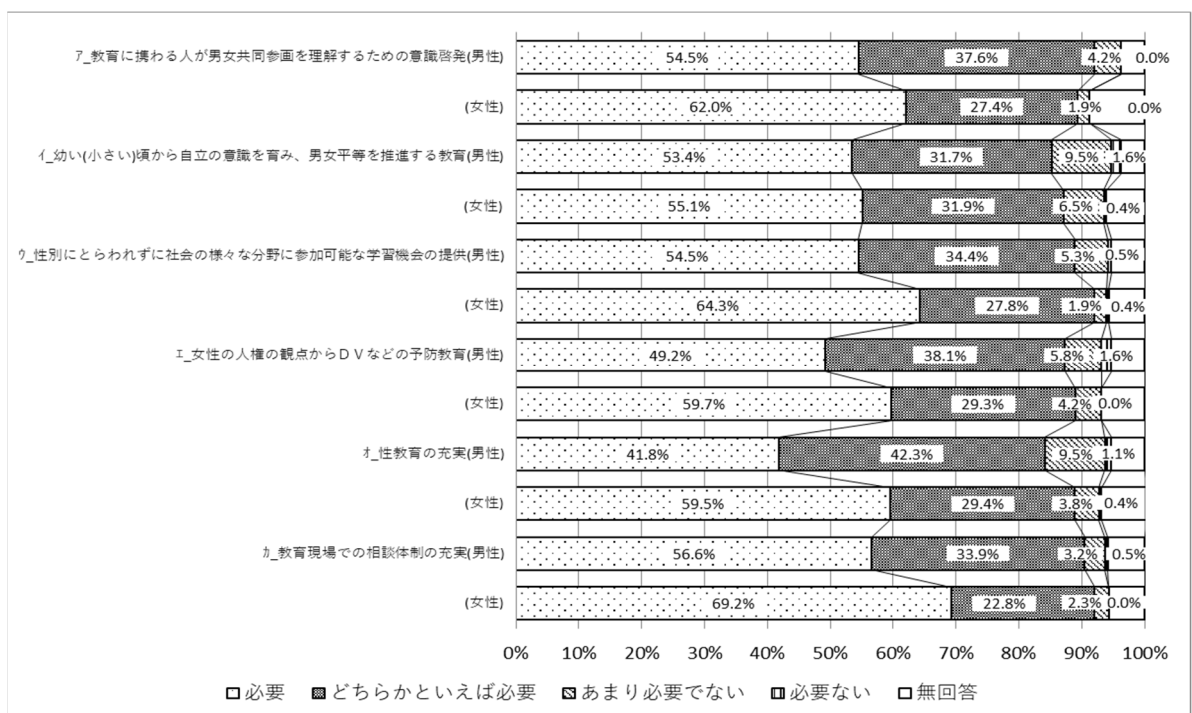
また、将来を担う子ども達が、家庭生活を通して男女平等の意識を持つことはとても大切です。そのために、まず保護者向けに講座を開催し、男女共同参画に対する意識を高めます。学校現場では児童・生徒への男女平等教育や、学校教育関係者への研修を開催し、意識啓発を図ります【グラフ⑫参照】。

基本目標Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進

グラフ⑪次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



グラフ⑫男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組について



⑪⑫寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

施策の内容

(１) 職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

(２) 家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座を開催します。

(３) 学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を実施するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を開催します。

基本目標

Ⅴ 安心して暮らせる社会の実現

女性、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人等、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、生きがいづくり、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。

施策の基本的方向

1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特に独身者やひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、貧困、性暴力など幅広い分野での取組が必要となります。こうした状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる社会を構築していきます。

施策の内容

(1) 困難な問題を抱えている女性等への支援

様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、相談事業や就労促進等各種支援を行います。

第 4 章

具体的な取組（実施計画）

具体的な取組み（実施計画）

第3章「施策の展開」で示した以下の内容に基づき、各担当課等において具体的に取り組む実施計画です。

- I あらゆる分野での女性の活躍推進・・・・・・・・・・28ページ
 - 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
 - (1) 事業所等への女性登用の促進
 - (2) 町審議会などへの女性委員の登用
 - (3) 住民活動などにおける女性の活躍促進
 - 2 働きたい、働き続けたい女性の支援
 - (1) 女性の人材育成の充実
 - (2) 女性の積極的な社会参画のための情報提供
- II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・32ページ
 - 1 あらゆる暴力防止の対策
 - (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
 - (2) 各種ハラスメント防止対策の推進
 - 2 人権尊重のための対策
 - (1) 人権侵害防止のための支援
 - 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実
 - (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援
 - (2) 性に関する正しい知識と普及啓発
- III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組・・・・・・・・36ページ
 - 1 誰もが働きやすい就業環境づくり
 - (1) ワーク・ライフ・バランスについての理解促進
 - (2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実
 - (3) 育児・介護に関する制度の理解と普及の促進
 - 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援
 - (1) 子育て・ひとり親家庭への支援
 - (2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
 - (3) 地域活動への参加の促進
- IV ジェンダー平等の意識啓発の推進・・・・・・・・・・43ページ
 - 1 さまざまな場における意識づくりの推進
 - (1) 職場や地域における意識啓発
 - (2) 家庭における意識啓発
 - (3) 学校等における意識啓発

V 安心して暮らせる社会の実現 45ページ

1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援

（1）困難を抱えている女性等への支援

基本目標

I あらゆる分野での女性の活躍推進

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

施策の内容

（１）事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

事業名及び内容		①管理職への女性登用の推進			
事業所としての町の取り組みとして、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。					
指標	管理職の職員数における女性の割合				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
20	20	25	25	25	25
担当課等		人事課			

事業名及び内容		②管理職への女性登用の推進				
町内の事業所等に対して、男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用及び管理職への登用を促進します。						
指標	管理職数における女性の割合					
現状値	目標数値（単位：％）					
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	
9			10			
担当課等		町民窓口課				

事業名及び内容		③勤労者実態調査の実施			
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施し、その結果を事業所に周知します。					
指標	調査票の回収率				
現状値	目標数値（単位：％）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
33			35		
担当課等		産業振興課			

施策の内容

（２）町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進します。

事業名及び内容		④女性委員登用の推進			
町審議会などの職指定委員の見直しを図り、女性委員の登用をより一層推進します。					
指標	町審議会の女性委員の登用率				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
33	35	37	39	41	43
担当課等		町民窓口課			

施策の内容

（３）住民活動などにおける女性の活躍促進

住民活動への女性の参画をより一層促進し、将来リーダーになるべき人材の育成に取り組みます。

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		⑤女性の活躍のための講座の開催			
女性の活躍促進のための講座を開催し、女性のリーダー育成や住民活動等への参画を促進します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
223	100	100	110	120	130
担当課等	町民窓口課				

施策の基本的方向

2 働きたい、働き続けたい女性の支援

施策の内容

（１）女性の人材育成の充実

社会の意思をより適切に政策や方針へ反映させるためには、その決定過程への女性の参画が必要です。そのために、これまで参画が少なかった分野や管理職への登用に関しての意識啓発に取り組みます。

また、女性はその個性と能力を発揮してライフステージに応じた活躍ができるように、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実に図ります。

事業名及び内容	⑥女性の活躍のための講座の開催（再掲）				
女性の活躍促進のための講座を開催し、女性のリーダー育成や住民活動等への参画を促進します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
223	100	100	110	120	130
担当課等	町民窓口課				

事業名及び内容		⑦就労支援講座の開催			
県や関係機関と共催し、就労支援のための講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3	3	3	3	3	3
担当課等		産業振興課			

施策の内容

（２）女性の積極的な社会参画のための情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

事業名及び内容		⑧男女共同参画に関する講座の情報提供				
町内外で開催される、資格取得やスキルアップのための講座について情報提供します。						
指標		広報紙、ホームページ等での情報提供回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3		4	4	4	4	4
担当課等		町民窓口課				

事業名及び内容		⑨求人に関する情報提供			
役場ロビーにハローワークの求人検索のための検索端末等を設置し、情報提供に努めます。また、合同面接会等でも求人情報を提供します。					
指標	湘南合同就職面接会で求人情報を提供できた企業数				
現状値	目標数値（単位：社）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
30	30	30	30	30	30
担当課等		産業振興課			

基本目標

Ⅱ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向

1 あらゆる暴力防止の対策

施策の内容

（１）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

配偶者等からの暴力、交際相手からの暴力を防止するため、ＤＶに関する様々な情報を発信し、町民がＤＶの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、関係機関と連携をとることで被害者の保護を行い、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

事業名及び内容		⑩暴力防止に関する意識啓発				
広報紙等を通じてDVに関する情報発信を行い、暴力防止に関する意識啓発を行います。						
指標	啓発回数					
現状値	目標数値（単位：回）					
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	
4	4	4	4	4	4	
担当課等		町民窓口課				

事業名及び内容		⑪DV等に関する相談や関係機関との連携			
関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。					
指標	関係機関との情報交換回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
12	12	2	2	2	2
担当課等		町民窓口課			

施策の内容

（２）各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図ります。また、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し人権相談や関係機関での相談窓口の情報を提供します。

事業名及び内容		⑫町役場における各種ハラスメント防止体制の充実				
町職員間における各種ハラスメントの根絶に向けて、相談しやすい職場の雰囲気づくりや周知を行い、相談体制の充実を図ります。						
指標		処分の件数				
現状値		目標数値（単位：回）				
5年度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
			0	0	0	0
担当課等		人事課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		⑬各種ハラスメント防止に関する啓発や各種相談窓口の情報提供				
広報紙などを活用し、各種ハラスメント防止に関する啓発や関係機関における各種相談窓口の情報提供を行います。						
指標		啓発回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
2		2	2	2	2	2
担当課等		町民窓口課				

施策の基本的方向

２ 人権尊重のための対策

施策の内容

（１）人権侵害防止のための支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止について情報を提供し、町民の意識啓発を行います。

事業名及び内容	⑭各種相談の実施や人権に関する情報提供				
人権相談など各種相談を実施し、関係機関との連携を図ります。また、人権に関する様々な情報提供を行うとともに、街頭等での啓発活動などを通じて町民への意識啓発を行います。					
指標	街頭等での人権啓発活動回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
4	4	4	4	4	4
担当課等	町民窓口課				

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

施策の内容

（１）男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

事業名及び内容		⑮健康運動ボランティア地域活動支援			
地域の実情やライフステージに合わせた健康づくりとして、町民が自主的に健康づくりや生活習慣病予防や健康維持・増進に取り組む機会の場を提供することで、健康づくりにおいて重要な要素となる町民のつながりの維持を図ります。					
指標	健康運動ボランティア地域活動実施回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
51	45	40	40	40	40
担当課等		健康づくり課			

施策の内容

（２）性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じて心身の健康の保持増進をするために、発達段階に応じた適切な性教育や、性に関する情報提供の充実を図ります。

事業名及び内容	⑯豊かな心・文化育成事業				
教科や道徳の時間、総合的な学習の時間等を通して、性教育を推進します。					
指標	性教育実施時間数				
現状値	目標数値（単位：時間）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
10	10	10	10	10	10
担当課等		学校教育課			

基本目標

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

施策の基本的方向

1 誰もが働きやすい就業環境づくり

施策の内容

（１）ワーク・ライフ・バランスについての理解促進

事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスについての周知を行い、意識啓発を図ります。

事業名及び内容	⑰ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発				
国や県からのチラシ・パンフレットを町内事業所に対して配布し、制度の周知や普及の促進を図ります。					
指標	企業への啓発回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
３	３	３	３	３	３
担当課等	産業振興課				

施策の内容

（２）女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善についての講座や相談を行います。また、関係機関と連携し就職面接会や相談会を開催します。

事業名及び内容		⑱労働相談に関する情報提供				
広報紙やホームページ等で労働相談窓口などの情報提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、労働相談に関する情報提供を行います。また、関係機関と協力し、労働者向けに労働に関する相談会を実施します。＊雇用情勢により実施しない場合もあります。						
指標		広報紙・ホームページ等での情報提供回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
５		３	３	３	３	３
担当課等		産業振興課				

事業名及び内容		⑱労働講座の開催			
関係機関と協力し、労働環境の改善に関する講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
1	1	1	1	1	1
担当課等		産業振興課			

施策の内容

（３）育児・介護に関する制度の理解と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度などについて周知することで制度の普及を促進し、就業環境の整備に繋がります。

事業名及び内容		⑳育児休業取得の促進				
町職員が男女ともに育児休業を取得しやすい環境を整備し、子育ての支援を図ります。						
指標		男性職員の育児休業取得率				
現状値		目標数値（単位：％）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
71		100	100	100	100	100
担当課等		人事課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		㉑介護休業取得の促進			
町職員が男女ともに介護休業を取得しやすい環境を整備し、介護への支援を図ります。					
指標	介護離職件数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		0	0	0	0
担当課等		人事課			

事業名及び内容	㊼ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発（再掲）				
国や県からのチラシ・パンフレットを町内事業所に対して配布し、制度の周知や普及の促進を図ります。					
指標	企業への啓発回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
3	3	3	3	3	3
担当課等	産業振興課				

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

施策の内容

（１）子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

事業名及び内容		㊸保育環境充実事業			
認可保育所や認可外保育施設、私立幼稚園に給付費や補助金を支出することにより、保育所の設備及び運営基準の維持、事業の充実を図ります。					
指標	在園児童数が定員に達していない施設数				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
		0	0	0	0
担当課等		保育幼稚園課			

事業名及び内容		㊼子育て支援相談事業			
子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。					
指標	相談への対応率				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
100	100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課			

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		㊼児童クラブ運営事業				
保護者が労働等により放課後等家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。						
指標	入所児童数					
現状値	目標数値（単位：人）					
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	
265	315	335	345	355	365	
担当課等		学び推進課				

事業名及び内容	㊼ひとり親家庭等医療費助成事業				
ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限有り）。					
指標	助成率				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
100	100	100	100	100	100
担当課等	子育て支援課				

施策の内容

（２）男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性の固定的性別役割分担意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

事業名及び内容	㊼父親・母親教室の開催				
妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女が協力して家事や育児を行うことについて意識啓発を図ります。					
指標	参加者の満足度				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
96	100	100	100	100	100
担当課等	子育て支援課				

事業名及び内容		㊸母子訪問指導事業			
乳幼児を育てている家庭を訪問し、育児状況の確認や子どもと養育者の心身の健康づくりへの助言等と併せて、男性の育児参加への意識啓発を行います。					
指標	母子訪問合計件数				
現状値	目標数値（単位：件）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
1,186	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担当課等		子育て支援課			

事業名及び内容		㊹介護教室の開催			
介護技術・対応方法を習得するための講習会の開催を通じて、男女がともに介護を担うことの意識啓発を図ります。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
121	105	40	40	40	40
担当課等		高齢介護課			

施策の内容

（３）地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

事業名及び内容		㊸公民館講座(男性向け講座) の開催			
公民館講座を通じて、男性の地域活動への参加に対する意識付けを促進します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値(単位: 回)				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1	3	3	3	3	3
担当課等		教育政策課			

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		㊸ファミリーサポートセンター事業			
育児の援助を受けたい人を行う人が会員となって一時預かり等の事業を行うことにより、育児世代の地域活動への参加を支援します。					
指標	活動件数				
現状値	目標数値（単位：件）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
2,437	1,660	2,460	2,417	2,366	2,296
担当課等		子育て支援課			

事業名及び内容		㊸生涯学習に関する情報提供			
さむかわ町民大学、出前講座、生涯学習人材登録等の学習情報を提供し、地域活動への参加を支援します。					
指標	広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
6	6	6	6	6	6
担当課等		学び推進課			

基本目標

IV ジェンダー平等の意識啓発の推進

施策の基本的方向

1 人権の尊重と多様性についての理解の促進

施策の内容

（１）職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

事業名及び内容		③男女共同参画に関する講座の開催			
事業所向けまたは生活に密着した視点から男女共同参画に関する講座を開催し、職場や地域における男女共同参画への意識啓発を図ります。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
278	100	100	110	120	130
担当課等		町民窓口課			

施策の内容

（２）家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座を開催します。

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容	③④父親・母親教室の開催（再掲）				
妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女がお互いを理解し尊重することについて意識啓発を図ります。					
指標	参加者の満足度				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
96	100	100	100	100	100
担当課等	子育て支援課				

施策の内容

（３）学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を実施するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を開催します。

事業名及び内容		③⑤教職員の資質向上事業			
教職員向け講演会や研修会等を開催し、児童・生徒への人権を配慮した教育の充実を図ります。					
指標	研修会等への参加者数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
313	230	230	230	230	230
担当課等		学校教育課			

事業名及び内容	③⑥中学生人権作文コンテストの実施				
関係機関と連携して人権作文コンテストを実施し、人権に対する生徒の意識啓発を図ります。					
指標	作文の応募者数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
83	150	100	100	100	100
担当課等	町民窓口課				

基本目標

V 安心して暮らせる社会の実現

施策の基本的方向

1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援

施策の内容

（１）困難を抱えている女性等への支援

各種相談窓口の周知など、困難を抱えている女性等を支援します。

事業名及び内容		㊸各種相談窓口の周知			
日常生活における様々な悩みを抱えている方が、相談窓口を利用するきっかけとなるよう、町広報紙やホームページ等で相談窓口の周知に努めます。					
指標	広報紙、ホームページでの啓発回数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
		2	2	2	2
担当課等		町民窓口課			

事業名及び内容		㊸就労支援講座の開催（再掲）			
県や関係機関と共催し、就労支援のための講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3	3	3	3	3	3
担当課等		産業振興課			

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		㊸求人に関する情報提供（再掲）			
役場ロビーにハローワークの求人検索のための検索端末等を設置し、情報提供に努めます。また、合同面接会等でも求人情報を提供します。					
指標	湘南合同就職面接会で求人情報を提供できた企業数				
現状値	目標数値（単位：社）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
30	30	30	30	30	30
担当課等		産業振興課			

事業名及び内容		㊸子育て支援相談事業（再掲）				
子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。						
指標		相談への対応率				
現状値		目標数値（単位：％）				
5年度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
100		100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課				

事業名及び内容		④労働相談に関する情報提供（再掲）				
広報紙やホームページ等で労働相談窓口などの情報提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、労働相談に関する情報提供を行います。また、関係機関と協力し、労働者向けに労働に関する相談会を実施します。＊雇用情勢により実施しない場合もあります。						
指標		広報紙・ホームページ等での情報提供回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
5年度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
5		3	3	3	3	3
担当課等		産業振興課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		⑫労働講座の開催（再掲）			
関係機関と協力し、労働環境の改善に関する講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
1	1	1	1	1	1
担当課等		産業振興課			

事業名及び内容	㊸DV等に関する相談や関係機関との連携（再掲）				
関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。					
指標	関係機関との情報交換回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
12	12	2	2	2	2
担当課等	町民窓口課				

第 5 章

計画の推進

計画の推進

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町はもとより、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせません。計画の推進にあたっては、それぞれの役割に応じた関わり方ができるような体制を整備し、連携を図りながら取り組みます。

1 町民参画による推進

この計画を推進するためには、すべての町民が「男女共同参画社会の形成」を自分自身の問題として捉え、計画の推進に主体的に取り組む必要があります。

そのために、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会を継続して設置し、公募の委員や関係団体を代表する委員の立場で、町民が計画を推進する機会を保障します。

また、同推進協議会の会議内容を公表することにより、町民との情報共有を図ります。

2 庁内の推進体制

実施計画に位置付けられた各事業の推進にあたり、関係各課等との連携・協力を図るため、さむかわ男女共同参画プラン連絡会を継続して設置します。

3 関係各機関との連携

「男女共同参画社会の形成」には、町内のみならず、国や県、近隣市町村やその他の関係団体などとの連携がとても重要です。これらの関係各機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携・協力しながら計画の推進を図ります。

4 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画に位置付けられた事業の進捗状況について、関係各課等からの報告をもとに行います。取りまとめた内容は、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に報告し、そこで出た意見は各事業へフィードバックします。